

広島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

広島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

広島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年広島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（財務諸表）</p> <p>第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び純資産変動計算書とする。</p> <p>（事業報告書の作成）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一 理事長によるメッセージ</p> <p>二 法人の目的及び業務内容</p> <p>三 法人の位置付け及び役割</p> <p>四 中期目標</p> <p>五 理事長の理念、運営上の方針・戦略等</p> <p>六 中期計画及び年度計画</p> <p>七 持続的に適正なサービスを提供するための源泉</p> <p>八 業務運営上の課題・リスク及びその対応策</p> <p>九 業績の適正な評価の前提情報</p> <p>十 業務の成果と使用した資源との対比</p> <p>十一 予算と決算との対比</p> <p>十二 要約した財務諸表</p> <p>十三 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報</p> <p>十四 内部統制の運用に関する情報</p> <p>十五 法人の基本情報</p>	<p>（財務諸表）</p> <p>第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。</p> <p>（事業報告書の作成）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一 法人に関する基礎的な情報</p> <p>イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設置団体名、組織図その他法人の概要</p> <p>ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地</p> <p>ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ニ 存学する学生の数</p> <p>ホ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴</p> <p>ヘ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数</p> <p>ト 非常勤職員の数</p> <p>二 財務諸表の要約</p> <p>三 財務情報</p> <p>イ 財務諸表に記載された事項の概要</p> <p>ロ 重要な施設等の整備等の状況</p> <p>ハ 予算及び決算の概要</p> <p>四 事業に関する説明</p> <p>イ 財源の内訳</p> <p>ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明</p> <p>五 その他事業に関する事項</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。